

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主をはじめ顧客、従業員など様々なステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値を高めることを目指して、企業統治の体制整備とその充実に取り組んでおります。

具体的には、部門長を兼ねる執行役員制度の導入による経営責任の明確化、社外取締役の選任による監督・監視機能の強化、社外監査役の選任による監査機能の強化、経営戦略会議等の設置による意思決定機能の強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,444,300	9.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,528,200	5.62
三井住友信託銀行株式会社	1,978,000	4.39
株式会社みずほ銀行	1,977,008	4.39
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,822,218	4.05
東京海上日動火災保険株式会社	1,661,479	3.69
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,653,700	3.67
大同メタル友栄会持株会	1,183,700	2.63
ザ セリ ワタナ インダストリー カンパニー リミテッド 703000	1,000,000	2.22
日新製鋼株式会社	909,000	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武井 敏一	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武井 敏一	○	当人は、公益財団法人国際金融情報センター常務理事という重要な兼職をしておりますが、当社と当該他の法人等との関係において、特段開示すべき関係はありません。	当人は、会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたり日本銀行の業務執行及び統括管理を務められており、国際業務に精通し、かつ豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督・監視していただけるものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 更新

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	アドバイザーボード	4	0	2	0	2	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の報酬の決定については、報酬の客観性・透明性を確保することなどを目的に、社外メンバー・社内メンバーで構成するアドバイザーボードを設置し、個別の支給額等を協議・決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は監査役監査、内部監査(監査センター)及び監査法人監査の三様監査による監査体制を確立しております。

監査役は監査センターの内部監査計画や監査実施結果の報告を受けるとともに、監査センターチーフ(部門長)との会合を定期的に行う(原則年4回)し、双方の監査報告の内容に基づき業務の執行状況を確認・検証し、監査の実効性を確保するため積極的に意見・情報交換を行っております。

また、監査役は監査法人との会合も定期的に行う(原則年4回)するほか、監査法人による往査や実地棚卸にも立会うなど、年間を通じて監査法人と積極的に意見や情報の交換を行っております。

監査センターは内部監査計画や監査実施結果を監査法人に報告するとともに、双方の監査報告の内容に基づき業務の執行状況を確認・検証し、監査の実効性を確保するため積極的に意見・情報交換を行っております。

なお、監査役、監査センター及び監査法人は、内部統制推進センターとも随時会合を開催し、内部統制に係る監査の実効性を確保するため積極的に意見・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田辺 邦子	弁護士													
松田 和雄	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田辺 邦子		< 現 田辺総合法律事務所 弁護士 パートナー > 当社は、当人の所属する弁護士事務所とので顧問契約を締結し毎年顧問料を支払っておりますが、金額は同弁護士事務所の規模に比して少額であり、当人は当該顧問契約に含まれず、また当社の依頼案件に関与していません。 < 現 KDDI(株)社外取締役 > 当社は、KDDI(株)との間に特段開示すべき関係はありません。	当人は、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、遵法性の観点から監査を行うことが可能であり、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、同氏の当社社外監査役就任期間は平成27年6月26日第107回定時株主総会終結の時をもって12年であります。
松田 和雄	○	< 現 日本精工(株)特別顧問 > 当社は、日本精工(株)との間に特段開示すべき関係はありません。 < 現 NSKワーナー(株)監査役 > 当社は、NSKワーナー(株)との間で製品販売等の取引がありますが、当社の連結売上高に占める割合は0.7%と僅少であります。 < 現 住友ベークライト(株)社外監査役 > 当社は、住友ベークライト(株)との間に特段開示すべき関係はありません。 なお、当人は、当社の取引先かつ大株主である(株)みずほ銀行に在籍しておりましたが、平成15年5月に同氏が同行を退任してから10年以上が経過しております。当社は(株)みずほ銀行との間で借入、預金等の取引があります。	当人は長年、銀行や証券会社で培ってきた財務及び国際業務等に精通しており、また製造会社の経営に携わった知識、経験を活かし、企業経営の会計及び業務執行を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、同氏の当社社外監査役就任期間は平成27年6月26日第107回定時株主総会終結の時をもって4年であります。

【独立役員関係】

独立役員の数	2 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬体系は、「月額報酬」と「賞与」により構成されています。

「月額報酬」の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位だけでなく、当事業年度の連結売上高、連結当期純利益に応じた支給割合に基づき、アドバイザーボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されています。

「賞与」の支給総額は、当事業年度の株主に対する配当の額に応じて一定の上限を設けるとともに、アドバイザリーボードの諮問に対する答申を踏まえ、取締役会において決定し、株主総会に付議いたします。

「賞与」の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位だけでなく、当事業年度の連結売上高、連結当期純利益に応じた支給割合に基づき、アドバイザリーボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されています。

なお、アドバイザリーボードは、報酬の客観性・透明性を確保することなどを目的に、社外メンバー・社内メンバーで構成されています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

取締役及び監査役については、それぞれ報酬等の総額を開示し、社外取締役及び社外監査役については合算金額の開示をすることとしております。

また、報酬等の総額が1億円以上である役員については、有価証券報告書にて個別開示することとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容、その決定方法等】

1. 取締役の報酬について

取締役会で制定した取締役報酬規程において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持並びに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。また、報酬の客観性・透明性を確保することなどを目的に、社外メンバー・社内メンバーで構成するアドバイザリーボード（以下「ボード」といいます。）を設置し、個別の支給額等を協議・決定しております。

具体的な体系、決定方法などは次のとおりです。

（1）取締役の報酬体系を「月額報酬」と「賞与」により構成します。

なお、社外取締役を選任した場合の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、「月額報酬」のうち「固定報酬」のみとします。

（2）「月額報酬」

- ・代表取締役の役位、あるいは取締役で執行役員を兼務する場合の役位に応じた業務執行の役割・責任等に対する「固定報酬」と、前事業年度の会社の連結業績指標に連動し個人別の会社への貢献度も加味した「連結業績連動報酬」から構成されます。
- ・月額報酬の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位、連結売上高、連結当期純利益に応じた支給割合に基づき、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

（3）「賞与」

- ・株主総会に付議する支給総額は、株主に対する配当の額に応じて一定の上限を設けるとともに、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定します。

2. 監査役の報酬について

監査役の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。個別の支給額は、監査役の協議により決定します。

なお、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度については、平成18年6月29日開催の第98回当社定時株主総会終結の時をもってこれを廃止しており、同総会において、同総会終結の時までの在任期間に対応する役員退職慰労金の支給に関して承認を受けております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

更新

監査役（社外監査役を含む）を日常的に補助すべき部門として、取締役から独立した「監査役事務局」を設置しております。

また、取締役会の付議事項にかかる資料の事前配布や議事その他の情報を必要に応じて提供することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、部門長を兼ねる執行役員制度の導入による経営責任の明確化、社外取締役の選任による監督・監視機能の強化、社外監査役の選任による監査機能の強化、経営戦略会議等の設置による意思決定機能の強化を図るため、下記の体制を採用しております。

- (1) 取締役会は当社の業務執行を決定し、個々の取締役の職務の執行を監督しますが、実際の職務執行については執行役員や従業員に権限を委譲しております。取締役会は意思決定の迅速化を図るため、取締役6名(平成27年6月26日開催の第107回定時株主総会において社外取締役1名を増員し、平成27年6月26日現在、取締役の人数は6名となっております。)と少人数で構成され、原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催されております。また、取締役会とは別に、経営上の重要事項を討議する場として、常勤監査役も出席する経営戦略会議が、原則毎月2回開催されております。
- (2) 監査役会は、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、社内監査役1名のほか、経営の透明性を高めるために社外からの監査役2名で構成され、原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催されております。
- (3) 監査役は、監査役会が設定した監査役監査基準に基づき、監査方針・監査計画等に沿って取締役の職務執行を監査しており、監査役を日常的に補助すべき部門として、取締役から独立した「監査役事務局」を設置しております。
監査役は、具体的には、取締役会その他重要会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の行為の差し止めなど必要な措置を適時に講じるほか、代表取締役と定期的な会合を持ち、経営方針の確認と会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境の整備状況、監査における重要課題等について意見交換をしております。
また、海外、国内子会社の経営及び業務の監査を各監査役が分担し、グループ全体の経営状況の把握と視点を変えての監査を的確かつ効率的に実施しております。
- (4) 社外監査役全員は、原則毎月開催しております取締役会及び監査役会に出席しております。
また、取締役会付議事項に係る事前配布説明資料を前もって確認したうえで、原則取締役会前に開催される監査役会において協議を行い、取締役会でその都度意見等を述べております。
- (5) 当社の内部監査部門である監査センター(3名)は、社長直属の組織として法令・社内規程・社内ルールや職務分掌に基づく遂行等に対する遵守状況、それに内部統制システムの整備・運用・改善状況等を検証する目的で内部監査を実施しております。
内部監査は、海外関係会社を含む全部署を対象とし、リスクの重要度を考慮し、社長の承認を得た年度方針・監査計画に沿って実行されております。
内部監査は海外を含む経営活動全般を対象に、具体的には業務監査、テーマ監査の他、内部統制監査、不正発見監査等を行っております。
- (6) リスク管理体制の整備につきましては、経営及びコンプライアンスリスクの対応強化、徹底を図るために次の体制を構築しております。
・コンプライアンスリスクの未然防止に関する課題の明確化と対応策の策定、それに社内(当社及びグループ会社)周知と具体的展開等を統括する機関として「企業行動倫理委員会」を設置しており、「企業行動倫理委員会」では、会社規則や法令などを遵守していくうえでの「行動憲章」及び「行動基準」を制定及びリスク変化に追従するための見直しを行っております。
・自然災害、技術、品質、知的財産、環境・安全等の経営リスク及びコンプライアンスリスクなどの認識と共有を図り、その回避に向けた活動を推進するため「リスク管理委員会」を設置し、それらに内在するリスクの内容及び程度を評価・把握するとともに、毎年、損害の影響度や発生の可能性に基づき各リスクについての優先度を決定した上で、リスク低減対策を的確に推進しております。
また、これらの委員会で協議・決定された内容については、経営会議においても各リスクの内容及び程度並びに優先度を確認のうえ、適宜経営に反映させております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

企業統治の体制を採用する理由は、部門長を兼ねる執行役員制度の導入による経営責任の明確化、社外取締役の選任による監督・監視機能の強化、社外監査役の選任による監査機能の強化、経営戦略会議等の設置による意思決定機能の強化を目的としているためです。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	・法定期日より早いタイミングで発送するよう努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	・当社、英語版ホームページに英文招集通知を掲載しております。
その他	・株主総会のビジュアル化を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	・当社「行動憲章」にて情報開示に係る条項を定め、会社情報の適正管理を図り、タイムリーかつ適正な開示を行い、企業の透明性を高める旨を宣言しております。当該行動憲章は、当社ホームページにて閲覧可能です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	・名古屋証券取引所や証券会社主催の個人投資家向けセミナー等に参加し、担当役員などにて対応しております。 名古屋証券取引所主催のIRイベント、セミナー 年2回程度	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	・当社が行う決算説明会のほか、名古屋証券取引所主催のアナリスト向けセミナー等に参加し、経営トップあるいは担当役員にて対応しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、招集通知、営業のご報告、会社案内、FACTBOOK、CSR報告書等を掲載しております。 ・また、英語版ホームページに英文招集通知、英文FACTBOOK等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	・IR担当部署:総務センター	
その他	・機関投資家、証券会社との個別面談等による対応随時を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・株主様をはじめとするステークホルダーに対しては、当社ホームページに「行動憲章」、「企業理念」、「行動指針」及び「環境方針」を掲載し、当社の基本方針を明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・ISO14001取得済。(新たに設立した工場を除き、既に本格稼働の工場については、生産子会社も含め全社取得済です。) ・2014年CSR報告書発行。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・会社情報の適時開示については、情報開示検討チームにて開示の必要性を判断し、必要に応じて取締役会の承認を得た後に開示される体制となっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において『内部統制システム』に関する基本方針、すなわち会社法及び会社法施行規則に定める「株式会社の業務の適正を確保するための体制」を定めているほか、コンプライアンスユニット内に「内部統制推進センター」を設置し、財務報告にかかる内部統制システムの整備、運用や企業統治の体制整備とその充実に努めております。

当社は、改正会社法の施行(平成27年5月1日)に伴い、平成27年4月28日開催の取締役会において、「株式会社の業務の適正を確保するための体制」を次の通り決議しております。

「株式会社の業務の適正を確保するための体制」の概要は以下のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会議事録、稟議決裁書等の取締役の職務執行に係る文書、電磁的記録その他の情報は、機密文書・重要文書の保存管理について規定した「文書管理規程」に則り、保存・管理する。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「リスク管理規程」に基づき、リスクを適正に管理する体制を整備する。
・「リスク管理委員会」において、経営・コンプライアンスリスクを主な対象として、それらに内在するリスクの内容及び程度を評価・把握するとともに、対応策を検討する。また、リスクの重要性によっては、経営会議(取締役会又は経営戦略会議をいう。以下同じ)に諮り、全社横断的な事項についてはその対応方法を決定する。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・中期経営計画や年度基本方針を策定し、これらに基づき各部門で方針・計画を策定する。また、重要な意思決定事項については経営会議において多面的な検討をし、計画、具体的な実施策について定期的にレビューを行うことにより、職務執行の実効性を高める。
・職務権限の範囲や社内カンパニー制の在り方を含め、社内組織及びその体制について効率的な職務分掌ないし権限の分配が行われているか定期的に検証する。

4. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は職務執行の正当性、妥当性、効率性、遵法性を確保するための監査センターによる内部監査体制を整備する。
・当社はコンプライアンスの態勢を確保するためにコンプライアンスユニットを設置する。
・コンプライアンスユニットは、コンプライアンスの強化・徹底を図るため、リスクの未然防止に関する課題の明確化と対応策の策定・推進を統括的に展開する。
・「企業行動倫理委員会」は、会社規則や法令など遵守していくうえでの「行動憲章」、「行動基準」を立案し、必要に応じて取締役会の承認を経て、その内容を改訂する。
・当社は、「行動憲章」、「行動基準」を活用し、従業員に対するコンプライアンス教育・研修を定期的実施することにより、コンプライアンスの意識の周知徹底を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・当社及びグループ会社間における職務の効果性・効率性を確保するため、「関係会社管理規程」を適宜、必要に応じて見直しする。
・グループ会社は当社取締役会に対し、業務執行状況及び財務状況等について「経營業績月報」等で定期的に報告を行い、当社及びグループ会社間との情報の交換を図る。
・当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、必要な規程・手順等を定める。また、財務報告を適正かつ有効に運用及び評価する体制を整備し、また全社的にその維持、強化をすべく、内部統制の統括、推進を「内部統制推進センター」が実施する。
・当社の「リスク管理委員会」は、グループ会社の損失の危険の管理体制に関する方針を立案し、グループ会社はその方針に沿って規程を整備し運営する。また、グループ会社は活動状況について「リスク管理委員会」で報告を行う。
・当社及びグループ会社は、グループ方針並びに経営の在り方などを決定する会議体を形成し、連携体制を確立する。
・当社はグループ会社における職務執行の正当性、妥当性、効率性、遵法性を確保するため、グループ会社に対し、「内部監査規程」に基づき、監査センターによる内部監査を実施し、業務活動が適正かつ効果的に行われているか否かの検証を定期的に行う。
・「行動基準運用管理規程」に基づく内部通報体制として、社内外の各種報告相談窓口の設置等、「報告相談制度」の整備を実施し、当社グループの全従業員に周知徹底する。

6. 当社の監査役の補助使用人の設置、独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

・当社の監査役を日常的に補助すべき部門として、取締役から独立した「監査役事務局」を設置する。
・「監査役事務局」を担当する従業員の人事異動及び人事考課については、監査役会は、事前に報告を受け、必要な場合は人事担当役員に変更を申し入れることができる。
・「監査役事務局」を担当する従業員は専任とし、監査役からの指揮命令に基づき職務を遂行する。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

・当社の取締役等及び使用人は法定事項に加え、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告する。
ア. 経営会議で審議・報告された案件
イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
ウ. 監査センターが実施した当社及びグループ会社の内部監査の結果
エ. 取締役が整備する内部通報体制に関する通報等の状況及びその内容
オ. 上記のほか当社の監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
・「行動基準運用管理規程」及び「内部通報・報告相談規程」に基づき、内部通報体制の整備及び運用を行う。
・グループ会社の役職員または当該役職員から報告を受けた者は当社の監査役に監査役の職務の執行に有用な情報を適宜報告する。
・内部通報のうち違反行為等が明らかになった場合には、コンプライアンスユニット長は「企業行動倫理委員会」において是正措置及び再発防止策について審議したうえで、調査結果と併せて監査役会に報告を行う。
・当社は当社の監査役に報告を行った従業員(グループ会社の従業員を含む)が当該報告のみを理由として解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けないことを保証する。

8. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は当社の監査役の職務執行に必要な監査費用について、前払いまたは請求後に所要額を支払うものとする。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社は当社の監査役及び監査役会が、代表取締役と定期的な会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する体制を維持する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、企業倫理の基本原則を定めた「行動憲章」の第7条に「反社会的勢力に対する姿勢」を掲げ、企業の健全な活動に脅威を与える勢力・団体には毅然とした態度で対決する。

・当社は、総務センターが所管部門として全社的な統括を行い、外部機関（関係する官公庁・団体・弁護士等）との連携を密にすると共に、反社会的勢力と疑わしい団体等の情報収集に努め、社内展開と注意喚起等を含めた一元管理を行う。

・「行動憲章」に則り、事業活動を遂行するうえでの具体的遵守事項を定めた「行動基準」を当社グループの全役職員に配布し、「反社会的勢力に対する姿勢」を明示のうえ、啓蒙を図る。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社は、中長期的な視野に立って、販売・生産・技術・新事業などの事業戦略を掲げ、安定的な発展と成長を目指しておりますが、企業を取り巻く環境は常に大きく変化しており、その短期的な経営判断は将来に向けた持続的な成長を確実なものとするうえで極めて重要な舵取りを要求されます。

中期経営計画におきまして、平成24年度から平成26年度までの第1ステージで事業基盤を構築し、平成27年度から平成29年度までの第2ステージの最終年度において、当社グループのチャレンジ目標である「連結売上高1,110億円、営業利益167億円、営業利益率15%以上」の達成を目指す計画であります。

今後につきましては、中期経営計画を着実に実行に移すことで持続可能な経営基盤を確固たるものとし、企業価値を一層高めるよう努めてまいります。

そして、当社は、当社の顧客及び仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民その他のステークホルダーと協調しながら、短期的かつ急激な変化への柔軟な対応と、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を目指し、そのような持続的な成長によって得られる利益を株主の皆様へ還元することが、短期的、一時的な利益を株主の皆様へ配当するよりも、株主の共同の利益に資するものと確信しております。

したがって、当社は、当社の顧客、仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民などをはじめとして、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を支持して下さる方に、バランスよく株式を保有して頂くことが望ましいと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

【基本方針の実現に資する特別な取り組み】

ア. 中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を実現するための当社の財産の有効な活用

- ・当社は、これまで上記中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するために当社の財産を有効活用してまいりました。
- ・今後も、中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するためには、今後の市場動向、変化に対応した生産販売拠点づくり、国内外の子会社の生産性向上など当社レベルまでへの引き上げ及び製品・設計・製造・生産・開発の各技術の世界トップレベルの維持が必要となることから、株主の皆様への利益配当とのバランスを考慮しつつも、積極的な新製品及び生産技術などの研究開発、モノづくり力のアップ、産・官・学による先端技術の活用及び導入、知的財産権での企業防衛などに有効かつ効率的に当社の財産を投資してまいり所存です。

イ. 従業員による株式保有の推進

- ・当社は、従業員持株会加入者に奨励金を支給することにより、従業員による株式の保有を推進しております。
- ・引き続き、従業員持株会拡充に向けた積極的な取り組みを実施してまいります。

ウ. 地域住民の当社に対する理解の促進

- ・当社は、主要事業所での親睦行事や地域住民の工場見学会などへの参加等地域住民との交流を行い、地域住民による当社への理解が深まるよう心がけております。

【基本方針に反する株主による支配を防止するための取り組み】

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること（以下、「敵対的買収」といいます。）を防止するため、以下のように取り組んでまいります。

まずは、当社の資産を最大限有効活用しつつ、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を実現し、企業価値を増大させ、株主の皆様への適切な利益の還元を可能とするとともに、当社の企業価値の市場における評価の向上に結びつけるべく、積極的なIR活動に努めております。

その上で、継続的に実質株主を把握し、敵対的買収者が現れた場合には、当該敵対的買収者による買収目的の確認及び評価並びに当該敵対的買収者との交渉を社外の専門家の意見を聞きながら行い、当該敵対的買収者が当社の基本方針に照らして不適切と判断した場合には、適切な対抗手段を講じる考えであります。

また、敵対的買収者の出現に備えた事前の敵対的買収防衛策の導入につきましても、これを否定するものではなく、法令、関係機関の指針又は他社の動向も踏まえながら、株主共同の利益を確保しつつ、有効な方策を引き続き検討していく所存であります。

(3) 上記取り組みの妥当性に関する判断及びその理由

上記取り組みが基本方針に合致し、株主共同の利益を侵害せず、当社の役員の地位の維持を目的とするものではない適切なものであることは、その取り組みの態様から明らかであり、対抗手段や敵対的買収防衛策につきましても、基本方針に反する場合にのみ発動するものであることから、適切であることは明らかであると思料いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)「コーポレート・ガバナンスの体制図」につき、P13添付資料をご参照ください。

(2)「情報開示体制図」につき、P14添付資料をご参照ください。

<情報開示体制図>

